令和２年６月１５日

学校再開時　共通理解事項

COVID-19（新型コロナウイルス）感染拡大防止対応

新宿区立新宿養護学校

１　目的

学校においても、「３つの密」を徹底的に避ける、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつ つ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要である。

（学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1)より）

２　共通理解事項

（１）　自宅での健康観察

・児童生徒、教職員、及び同居家族共に、毎朝自宅で検温と風邪症状の確認を行う。

・児童生徒の記録は、健康観察表に記入してもらい毎朝持参する。

　→連絡帳確認時に合わせて保健室で一時回収し担任等と共有。

・教職員の記録は、各自とる。（提示できるようにしておく。）

（２）　換気の徹底

・児童生徒の入室前（登校前）に、各クラス、入り口のドアと窓の２方向を開ける。

・天候によるが、常時換気を行う。

・下校後の消毒後、閉める。（職員室やその他の部屋についても同様）

　※空調を使用している際にも、換気を継続することに留意。

（３）　衛生管理

① 教員心得

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させない意識が不可欠。また、新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切である。

◎自分の顔（目・鼻・口）を触らないように意識：人は無意識に一日複数回、顔を触っている。

◎清潔に保つ：爪の長さ、児童生徒対応に当たる際は髪の毛をまとめる等基本的なところの再確認徹底。

② 手洗い・手指消毒の励行　　：正しい手の洗い方や消毒方法は別紙参照（校内連絡版にて各自確認）。

■児童生徒

　登校後・トイレ後・給食開始前・給食終了後・外へ出た後・その他適時実施する。

【要配慮】手指アルコール液、使用不可児童

　　⇔代用：ウェットティッシュを使用する。介助教職員は石鹸での手洗い。

■教職員

　出勤後・教室移動時・トイレ介助時・床を触った後・対応する児童生徒が変わる際・

　医ケア前後・食事介助前後・自立活動前後・手袋着用前後・その他適時実施する。

※目に見える汚れがある際は、石鹸での手洗い又はウエットティッシュ等でのふき取りで

　汚れを落としてから手指消毒を行う

③ 校内消毒・教室清掃の実施

■分担

場所	担当	場所	担当
各教室・トイレ	各クラス	保健室	保健室
玄関ホール（下駄箱）	主事・保健室	家理室	使用者で協力
エレベーター（スイッチ）	主事	職員室	各自・主事
手すり	主事	他特別教室等	使用者で協力

■使用消毒液の種類　※効果があるとされる種類：アルコール消毒液及び次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤(5/22 現在)

・次亜塩素酸ナトリウム(ピューラックス)希釈液：反応が終わると塩と水。ハイターより比較的安心。
※ただし金属類は最後に水拭きが必要。

・アルコールスプレー：主事室管理（管理費より）揮発性が高いため、水拭き等ふき取りの必要なし。

■手順・方法

〔保健室〕次亜塩素酸ナトリウム希釈液・掃除用手袋・拭き取り用タオル　を用意。

〔各クラス・トイレ〕掃除用手袋をつけ、部屋を換気しながら、拭き取り用タオルに消毒液を浸して絞る。

◎教室の床、玩具、机、椅子、マット等を拭く。(上から下、きれいな所から汚いところへ)

◎手指がよく触れる場所…ドアの持ち手、窓ガラスの枠とカギ部分、トイレのカギ、入口の壁、水道蛇口等

◎金属部分は、最後に水拭きを実施。

◎フェイスシールドと情報機器（タブレットＰＣ等）は、アルコールを塗布したペーパーで拭き取る。

■清掃

・鼻水や痰、唾液を拭ったペーパーや清掃時のゴミはビニール袋に密閉してからゴミ箱に捨てる。

・教室のゴミ箱のゴミは毎日外のゴミ捨て場に捨てる。

（4） 感染防御の対策

■物品の管理

◎マスク：各自持参、又は職員室より取る。手作り用の型紙は保健室へ。

◎フェイスシールド：各自管理。使用前後にアルコールで拭く。破損時は保健室で交換。

◎エプロン（ガウン）：エプロン（布）は各自洗濯。使い捨て用のガウンは保健室管理。

◎使い捨て手袋：保健室管理。ラテックスアレルギーに留意。

■使用場面

〔○：必ず装着〕　〔△：場合により使用〕　〔×：使用しないが注意〕

場面 / 物品	通常活動時	医ケア実施時	給食介助時	口腔ケア時	トイレ介助時	自立活動時
マスク	○	○	○	○	○	○
フェイスシールド	△	○	○	○	△	×
エプロン	×	○	△	△	△	×
使い捨て手袋	×	○	△	○	△	×

・医ケアについては、体液の飛沫、胃瘻気切部など外気からの感染を受けやすい事、児童生徒の抵抗力へ要配慮。

・ネブライザーを使った生食吸入は、基本、家庭で実施している児童・生徒を対象とする。学校での実施にあたっては、事前に保護者との実施確認を行ったのち、児童・生徒間の距離の確保や換気などに十分配慮して行う。なお、ネブライザーの蛇管は使用者専用のものを使い、消毒後も共有はしない。

・活動前後の手洗い・手指消毒は基本とする。
・〔△〕については、飛沫・分泌量により適時使用する。　　※物品の在庫状況により変動あり。
★ゴム製品アレルギー対応：ゴム製の手袋は介助時に使用しないよう留意。

（5） 体調不良等の確認

① 出勤しない場合の対応

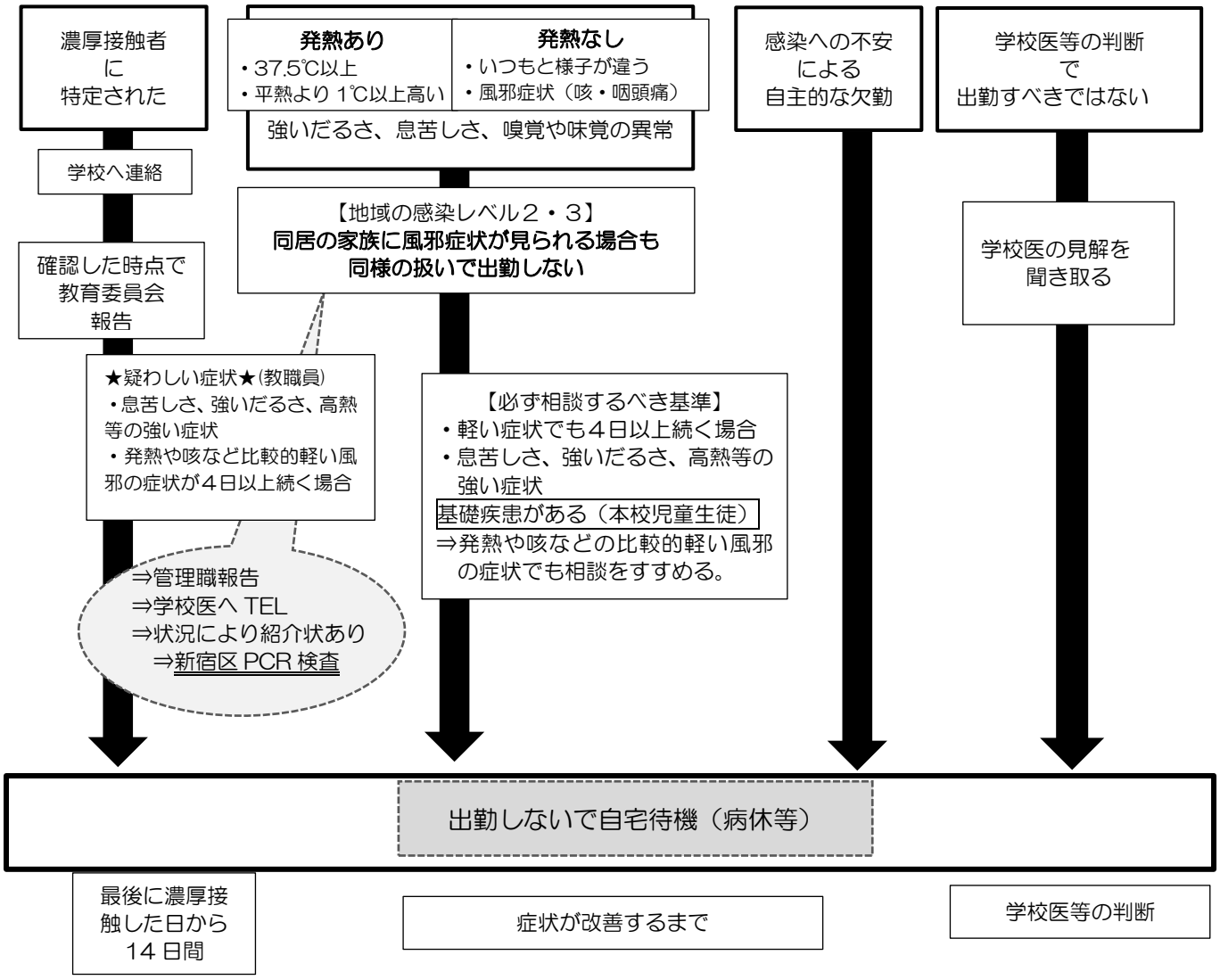

■教職員は、各自、もしも陽性となった場合の移動手段について、各地域の行政の扱いを確認しておく。
■検査の結果、感染が判明した場合：医療機関から本人（や保護者）に通知・保健所に届出。
→感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行う。
・学校には、通常、本人から、感染が判明した旨の連絡がされる。
・臨時休業、校舎内の消毒等。（教育委員会指示）
・保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための必要な調査を行う。
⇒感染ルートの把握のため、学校内でどのような活動を行っていたか、誰が接触していたか　等の確認が必要になる。

② 出勤後の対応

★学校医より　◎熱がなくとも、風邪症状やいつもと様子が違う場合には〔早退〕とすること。
◎バイタルチェック（特に SpO2 含）を必ず行うこと。

〔確認・留意点〕
・児童・生徒の体温が高い場合、熱がこもっている場合もあるが、日常より丁寧に対応する。
・発熱や嘔吐など、感染症を疑う症状がみられた場合、別室【家理室】にて個別対応を行う。

・移動の際は、他の児童生徒との接触を避けること。
・移動の際に、どちらのエレベーターを使用したか把握すること。
・不必要な複数の教員の接触を避けること
・児童生徒の早退後の消毒はいつもより丁寧に行う。

出勤後の健康観察まとめ

状況	実施項目	実施場所	判断（一つでも）	対応
出勤時 来校者	・手指消毒 ・非接触体温計で体温測定	エントランス	37.5℃以上	・職員室に行かず保健室へ。 ・電話で管理職に報告相談。
登校時	・手指消毒 ・非接触体温計で体温測定 ・SpO2 の測定記録 （普段の値を知り、比較判断資料とするためにも全員実施する）	エントランス （目安マーキングあり）	37.5℃以上 SpO2 値の異常 明らかな風邪症状	・クラスへ行かず家理室へ。 ・管理職へ報告。（保健室より） ・早退連絡（担任より）。
給食前	・体温測定	活動場所	37.5℃以上	・給食を食べる前に家理室へ。 ・保健室へ報告しバイタル測定。 ・管理職へ報告。（保健室より） ・早退連絡（担任より）。
いつもと 様子が 違う時	・体温測定 ・保健室へ連絡 →SpO2 確認、全身状態確認	活動場所	37.5℃以上 SpO2 値の異常 明らかな風邪症状 いつもと違う様子	・クラスへ行かず家理室へ。 ・管理職報告。（保健室より） ・早退連絡（担任より）

3　熱中症の予防

マスク着用時は、体内に熱がこもりやすくなり、マスク内の湿度が上がることで、喉の渇きに気づきづらくなる傾向にある。また、外出自粛による運動不足等から暑さへの慣れが進んでいない等、例年に比べ熱中症リスクが高まっている。

（参考：教えて！「かくれ脱水」委員会　より）

◎体温調節が苦手で基礎疾患を有している本校の児童生徒は、熱中症のリスクがさらに高まることにも留意。
　・教室環境への配慮、汗をふく、保冷剤・うちわ等の使用。
　・マスク装着可能な児童生徒が苦しそうであれば、状況により外す時間を設ける、交換（保健室まで）を行う。
◎教職員自身も、意識的な水分補給（喉が渇く前に）、暑熱順化、食事、睡眠　等の日頃の生活に気をつける。

本校は感染に配慮が必要な児童・生徒が多い学校です。
全校で意識を高くもち、感染予防に取り組んでいきたいと思います。

〔参考資料〕
・新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和２年３月２４日）
・新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）（令和２年４月２１日）
・新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言（令和２年５月１日）
・新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業にかかわる学校運営上の工夫について（通知）（令和２年５月１日）
・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するＱ＆Ａの送付について（５月１３日時点）
・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）（令和２年５月１５日）
・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年５月１４日変更）
・学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）